

公立大学法人尾道市立大学ハラスメントの防止及び対策に関する規程

平成24年4月1日

規程第61号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人尾道市立大学（以下「法人」という。）及び尾道市立大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 この規程は、法人に勤務する役員及び教職員並びに本学に在学する学生を対象とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、人種・民族ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの総称をいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 性的要求に対する服従又は拒否を理由に、修学、就業、教育又は研究において、利益若しくは不利益を与え、又はそれを示唆すること、及び相手方の意に反する性的な言動を行うことにより、修学、就労、教育又は研究を行う環境（以下「教育研究環境等」という。）を悪化させることをいう。
- (3) 人種・民族ハラスメント 人種・民族、国家間の関係を根拠とした攻撃的な行為、意見表明、又はその扇動行為を行うことにより、教育研究環境等を悪化させることをいう。
- (4) アカデミック・ハラスメント 教育研究の場で優位な立場又は権限を利用して、正当な理由なく相手方に不利益を与えることにより、教育研究環境等を悪化させることをいう。
- (5) パワー・ハラスメント 就労上、教育上又は能力上の優越的力関係を背景にして、本来の業務又は指導の範疇を超えて継続的に相手の活動を妨害し、不利益な取扱いをし、又は誹謗、中傷若しくは嫌がらせをすることにより、教育研究環境等を阻害することをいう。
- (6) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により、相手の教育研究環境等を害すること及び妊娠・出産等に関する言動により女性の教育研究環境を害することをいう。なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要に基づく言動によるものについては、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントには該当しない。

(統括責任者の任命)

第4条 理事長は、学内におけるハラスメントの防止及び排除に関して総括し、ハラスメントが発生した場合には迅速かつ適切に対処させるため、統括責任者を任命する。

(相談窓口の設置)

第5条 ハラスメントに関する相談を受け付けるため、全学の相談窓口を総務課に、学部
の相談窓口を各学部に置く。

2 理事長は、全学の相談窓口における相談員を任命し、学部長は、学部の相談窓口における相談員を任命する。

(ハラスメントが発生した場合の措置)

第6条 統括責任者は、ハラスメントが発生した場合には、事実関係を調査するとともに、調査結果を理事長に報告しなければならない。この場合において、統括責任者は、当該調査をするための機関を設置することができる。

(守秘義務)

第7条 統括責任者、相談員その他ハラスメントに関する対応に当たるすべての者は、当事者及び関係する者のプライバシーや名誉その他人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(ハラスメント行為に対する措置)

第8条 理事長は、ハラスメント行為の事実があり、処分又は修学、就労若しくは教育研究上での環境の改善を行うことが必要であると認められた場合は、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の処分を行う場合は公立大学法人尾道市立大学教職員就業規則第50条、公立大学法人尾道市立大学非常勤教職員就業規則第40条各号及び尾道市立大学学則第55条第2項に基づき、行為の具体的態様、当事者同士の関係や被害の程度・心情等を総合的に判断して、処分を決定する。

(不利益な取扱いの禁止)

第9条 理事長その他の教職員は、ハラスメントに関する相談又は事実関係の確認のための協力その他ハラスメントに関し正当な申出又は対応した教職員又は学生に対し、そのことを理由に不利益な取扱いをしてはならない。

(啓発)

第10条 妊娠、出産、育児又は介護休業等に関する否定的な言動は、妊娠、出産、育児又は介護休業等に関するハラスメントの発生の原因や背景となり得ること、また、性別役割分担意識に基づく言動は、セクシュアル・ハラスメントの発生の原因や要因になり得ることから、ハラスメント防止のためこのような言動を行わないよう啓発する。

(ハラスメントの防止)

第11条 ハラスメント防止のための必要な措置について、公立大学法人尾道市立大学委員会規程（平成24年規程第7号）に基づき設置するハラスメント委員会で審議を行うものとする。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年10月1日規程第155号）

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

付 則（平成27年3月26日規程第180号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年12月21日規程第221号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

付 則（令和元年10月21日規程第267号）

この規程は、公布の日から施行する。